

役員選任規程（会規第八号）中一部改正

役員選任規程（会規第八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

7 会則第五十六条第四項の会規で定める人数は四人とし、第一項の規定にかかわらず、当該四人は、第四条の三に規定する男女共同参画推進特別措置実施のための理事候補者推薦に関する協議会で決定した四つの弁護士会連合会が推薦する女性から、代議員会の決議により選任する。

8 前項の決議による選任の全部又は一部が行われなかつたときは、同項の例に従つて代議員会の決議により速やかにその欠員につき新たに選任をしなければならない。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 本会に、男女共同参画推進特別措置実施のための理事候補者推薦に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、代議員会が第四条第七項の規定に基づき理事のうち女性四人の選任を行うに当たり、適任と認められる者各一人を推薦する四つの弁護士会連合会を決定することを任務とする。

3 協議会の協議員（以下「協議員」という。）は八人とし、弁護士である会員の中から規則で定める方法により選任する。

4 協議員の任期は、一年とし、選任された年の六月一日を始期とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織、議事手続等に関し必要な事項は、規則で定める。

第五条第一項中「第四条第五項及び第六項」を「第四条第五項から第八項まで」に改め、「第四条第五項又は第六項」の下に「及び第七項又は第八項」を加える。

第十五条中「副会長」の下に「及び同条第七項又は第八項の規定に基づき選任された理事」を加える。

附 則

1 第四条第七項及び第八項（新設）、第四条の三（新設）、第五条第一項並びに第十五条の改正規定（以下「規程改正規定」という。）は、令和二年四月一日から施行する。

2 令和元年十二月六日総会決議による日本弁護士連合会会則第五十六条第一項第三号及び第三項から第五項まで並びに第六十三条第二項の改正規定（以下「会則改正規定」という。）の施行前においては、第四条第七項の改正規定中「会則」とあるのは「会則改正規定による改正後の会則」と読み替えるものとする。

3 規程改正規定の施行後最初に選任される協議員の任期は、改正後の第四条の三第四項の規定にかかわらず、選任された日から令和三年五月三十一日までとする。

4 本会は、会則改正規定の施行後二年を経過した場合において、男女の理事の選任状況、理事の職務に関わる環境整備の状況その他会則改正規定及び関連する諸規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。